

平成29年(ワ)第164号 福島原発避難者損害賠償請求事件(第三陣訴訟)

原告 林修外71名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(2)

(故郷(ふるさと)の機能とその喪失について)

2018(平成30)年6月5日

福島地方裁判所いわき支部 合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小野寺利孝



同

広田次男



同

大川隆司



同

菊地修



同

野本夏生



同

米倉勉



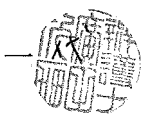
同

笹山尚人



同

小野寺宏一



外

目次

第1	はじめに	5
第2	故郷の機能（地域生活利益）の概略	5
第3	生活費代替機能	5
1	生活費代替機能とは	5
2	本件事故前の実態	6
	（1）自然からの採取、おすそ分け	6
	（2）おすそ分けによる生活費の軽減	6
	（3）おすそ分けは農家だけの関係ではないこと	6
3	生活費代替機能の喪失	7
第4	マイナーサブシステム（自然の採取活動に伴う多面的な価値・効用）について	8
1	採取活動が持つ意味	8
2	マイナーサブシステムとは	8
	（1）マイナーサブシステムとは	8
	（2）伝統知の発見、継承	9
3	多面的な価値の具体的内容	9
	（1）食料採取	9
	（2）食文化としての価値	10
	（3）自然環境と触れ合うことの喜び	10
	（4）伝統知・民衆知	12
	I 伝統知、民衆知	12
	II 伝統知、民衆知の継承	13
	（5）コミュニティ強化・豊かな人間関係の形成	13
	（6）集落単位のお祭り、行事	14
	（7）小括	15

4	マイナーサブシステムの喪失	15
	(1) 除染、出荷制限	15
	(2) 除染や制限解除によっても回復しないこと	16
	(3) 避難先で代替不可能であること	16
第5	相互扶助・共助・福祉機能	17
1	相互扶助・共助・福祉機能とは	17
2	原告らのコミュニティ	17
	(1) 密接なコミュニティ	17
	(2) 農作業の協力	18
	(3) いざというときの助け合い	18
	(4) 冠婚葬祭の援助	19
	(5) 地域での子育てや高齢者の見回り	19
3	相互扶助・共助・福祉機能の喪失	20
第6	行政代替・補完機能	21
1	行政代替・補完機能とは	21
2	行政代替機能の概要	22
	(1) 連絡担当としての行政区	22
	(2) 地域の行事を運営する役割	22
	(3) 地域の日常生活に関わるもの	23
	(4) 隣組の持つ行政代替機能	24
	(5) 水利、治水、農道の管理等	24
	(6) 消防団	25
	(7) 小括	25
3	行政代替・補完機能の喪失	26
第7	人格発展機能	26
1	人格発展機能とは	26
2	本件事故前の状況	27

(1) 住民との交流	27
(2) 子どもを見守る地域	27
(3) 年長者にとっても学びの場があったこと	28
(4) 地域の誰もが成果を発表できる場があった	29
(5) 自然を通じた成長	29
(6) 一人ひとりの居場所、役割、誇りがあった	29
3 人格発達機能の喪失	30
第8 環境保全・維持機能	30
1 環境保全・維持機能とは	30
2 本件事故前の状況	31
3 環境保全・維持機能の喪失	31
第9 まとめ	32

第1 はじめに

故郷は、準備書面（1）において指摘したとおり、実に多様な実体を持つものである。

そしてその喪失が、原告らに深い喪失感をもたらしていることも、準備書面（1）において指摘したとおりである。

もっとも、故郷（地域コミュニティ）喪失による損害は、精神的苦痛にとどまるものではない。故郷は、広範で、多面的で、複合的な役割と機能を果たしており、地域住民にとってその全体が法的利益である。

本書面では、故郷の機能としての価値を述べ、本件事故によりこれらの機能が喪失したことを指摘する。

第2 故郷の機能（地域生活利益）の概略

故郷（地域コミュニティ）における生活者は、経済的・財産的側面から社会的、文化的、精神的側面に至るまで、また個人的・私的利益の側面から集団的利益や公的利益の側面に至るまで、多様かつ複合的な利益を、地域生活によって享受してきた。

そして、故郷が果たしている多様な機能を大別するならば、①生活費代替機能、②マイナーサブシステム（自然の採取活動に伴う多面的な価値・効用）、③相互扶助・共助・福祉機能、④行政代替・補完機能、⑤人格発展機能、⑥環境保全・維持機能に整理できる。

以下では、それぞれの機能の具体的な内容について、第一陣原告による豊富な供述に基づき指摘する。

第3 生活費代替機能

1 生活費代替機能とは

生活費代替機能とは、地域社会において、コメ、野菜、飲料水などが自給できており、各世帯で自給が完結していなくとも、地域社会で相互に食料を供給

しあうことにより、食料品の購入がなくとも、生活できる、すなわち、生活費を減少させるという経済的側面を持つ故郷の機能である。

2 本件事故前の実態

(1) 自然からの採取、おすそ分け

非常に多くの第一陣原告らが、日常的に山菜・キノコ採りや魚釣りをしていたことや、これらの成果について、住民同士で贈答し合っていたことを述べている（第一陣原告1番、2番、3番、4番、7番、8番、13番、15番、17番、18番、21番、22番、26番、27番、28番、36番、37番、43番、44番、46番、55番、60番、62番、66番、68番、69番、72番、81番の各供述）。

原告らは、山林、海、川からの取得にとどまらず、農作物の栽培や家庭菜園、酪農などで、多くの食料品を生産していた。

そして、このような食料品の取得、生産は、当該取得者の家族だけが得るのではなく、そもそも、親戚や近隣住民に分けることを前提に、多量に取得、生産され、実際に、親戚や近隣住民におすそ分けをしあっていた。

「近所の方々とは、食べ物物々交換のようなもので、珍しい食べ物があれば自分の家だけで食べません。隣へおすそ分けをします。おいしいものは、みんなで味わいます。そんな風習でした。（第一陣原告19番の供述）」

(2) おすそ分けによる生活費の軽減

おすそ分けをしあっていたため、普段、食料品の買い物をほとんどしなかった原告も多い。

(3) おすそ分けは農家だけの関係ではないこと

原告らの中には、農作物の栽培や家庭菜園をしていない住民がいるが、そ

のような住民がこの「おすそ分け」の関係性に入れなかつたかということ、まったくそのようなことはない。

農業をしている住民が、これらの農作物の栽培をしていない住民をおすそ分けの相手として排除することは全くないし、おすそ分けを受ける住民も、農作物を受け取ることに引け目を感じるということもない。

農作物を受け取る住民は、農業や家庭菜園はしていなくても、自分ができる方法で「おすそ分け」をするのである。

例えば、第一陣原告56番らは、農作物や漁獲物のおすそ分けを受けていたが、一家は農家ではないし、人におすそ分けをできるほど家庭菜園を行ってもしなかった。だが、第一陣56番は大工であったため、まな板を作ったり、包丁を研いだりというような「おすそ分け」をしていたのである（第一陣原告56番の供述）。

こうして、生活費代替機能は、主に食料品を中心とした生活費の低廉化という機能を有するのであるが、食料品の生産にあまり携わっていない原告を「おすそ分け」の間に入れることにより、その他の費用の低廉化の機能も含むのである。

また、おすそ分けの交流を通じて、コミュニティが密接になり、いざというときは助け合えるという関係性ができる。この点で、このおすそ分けは、生活費代替機能にとどまらず、精神的な価値も有する営みであった（詳細は本日付準備書面（1）「第2 地域（コミュニティ）＝故郷の実体と意義」のうち「2 原告らの故郷とその喪失」の「（6）生産と生活の諸条件の一体性とコミュニティ」の項を参照）。

3 生活費代替機能の喪失

原告らは、本件事故により、自然の恵みを受け取るという環境を失った。

また、いまだ故郷に帰還した住民は一部にすぎず、従前のコミュニティは回復していない。

そのため、本件事故により、原告らは、おすそ分けをするための食料品の入手方法を失い、また、おすそ分けをしたり、してもらったりする相手を失った。

これにより、原告らは、食料品を実際に購入しなくなりました。

「檜葉町では、私たち家族は同居し、コメや野菜を自給自足していました。いわきで暮らし始めてからは、コメや野菜もすべて買わなくてはならなくなったので、食費が増加しました。（第一陣原告 2 2 番の供述）」

「食材は、コメも含め、すべて買い求める必要があります、隣近所とのおすそ分けなど全くありません。（第一陣原告 1 2 番の供述）」

本件事故により、生活費代替機能が失われたことは明らかである。

第 4 マイナーサブシステム（自然の採取活動に伴う多面的な価値・効用）について

1 採取活動が持つ意味

日常的な自然からの採取活動には、食料採取という生産活動や、自然環境を楽しむレクリエーションといった意味があるのはもちろんのこと、それにとどまらない食生活や生活様式に関連する精神的・文化的価値がある。次に述べるような多面的・多様な村落社会の自然環境の利用形態は、環境研究の分野で「マイナーサブシステム」として注目されており、学術的にもその価値が認められている（甲 A 5～8）。

2 マイナーサブシステムとは

（1）マイナーサブシステムとは

環境経済学者の除本理史氏（以下、「除本証人」という。）は、山菜・きのこなど買ってくるができるものを、多くの原告らがわざわざ重労働をして自ら採取していた理由について、原告らが貨幣評価では測れない価値を求めているからだとして指摘する。その多面的な価値について、自然環境に関する豊かな

伝統知・民衆知の発見・継承、おすそわけを通じたコミュニティの強化・人間関係の豊さの形成、集落総出のお祭りなど地域の伝統文化との密接な関わりなどを指摘している（除本調書 20～25 頁）。

（２）伝統知の発見、継承

環境民俗学や環境倫理学においても、マイナーサブシステムは伝統知の発見・継承という点で本件事故以前から注目されている。

例えば、第一陣原告の中には、養蜂業ではなく養蜂をしていた者もいるところ（第 1 回検証調書 8 頁より、第一陣原告 5 4 番宅裏手に、第一陣原告 1 9 番が手作りした蜂の巣箱があったのがその一例である。他には、第一陣原告 6 9 番も同旨のことを供述している）、高校教科書『グリーンライフ』では、まさに日本ミツバチの養蜂を例に「生きものの性質を熟知して、生きものに対して繊細な配慮をしながら、自然の仕組みや秩序を破壊せずにくみに利用することで、初めて成り立ち、持続的なものになっているのである。そして、この日本ミツバチの養蜂に携わっている人は、じつに楽しそうに仕事をしている。この仕事の楽しさこそが、経済的な意味はそれほど大きくない生業を継続させている大きな要因ともなっている」と紹介されているほど、環境分野では認められた見方である（甲 A 8）。

3 多面的な価値の具体的内容

（１）食料採取

現在では食料採取を副業として経済的な価値を得る意味合いは、原告らの故郷での生活を除き、一般的には弱まっているものの、当然のことながら、今でも住民自身が日々消費する食料の採取という価値を有している。

そして、天然の山菜・キノコ、魚などを採取することで、住民らは四季折々の豊かな食材を日々の食卓に並べてきた。

一例として、第一陣原告 1 5 番は、幼少期から高校までの檜葉での遊びとし

て、

「遊ぶというか、生活は、食べるものを確保するのがまず遊びの――遊びと
いうか、生活のパターンでしたね。魚釣りやっても、その釣った魚はたんぱく
源で食材にしたり、山菜採った場合は、山菜もやはり食材にしたりして、とに
かく食べるものを確保するというような生活だったですね」と述べており、生
活パターンの中にある遊びと、日々の食料採取を兼ねたものとして、山菜採り
や魚とりを楽しんでした。

第一陣原告1番も、ウナギやシイタケの素晴らしい味について言及してい
る。

このような、豊かな自然環境の中で採れた天然の恵みは、原告らにとって味
覚の点でも格別の食糧だった。

(2) 食文化としての価値

このように、四季折々採れる食材がその都度、様々な伝統的な調理方法を経
て料理として食卓に乗ることやその調理方法自体が、故郷に固有の生活文化、
食文化であり、それ自体、故郷に固有の価値があった。

例えば、第一陣原告44番は、麴屋に米を持っていき味噌などの調味料を作
ってもらっていたことや、高級食材であるイノハナというキノコをおすそ分け
してもらい炊き込みご飯にしていたことを述べている。

(3) 自然環境と触れ合うことの喜び

山菜採りや魚釣りは重労働でもある一方で、豊かな自然と触れ合いリフレッ
シュし、娯楽・レクリエーションとしても意味を有している。

とりわけ、甲A第8号証では、身体・労働と自然環境の調和する気持ちよさ
が指摘されている。

甲A第5号証では、川内村で日常的にキノコ採取活動をしていた住民を例に
とり、「のんびりしているようで、することがたくさんある」と指摘してお

り、自然環境と調和する時間は、本件事故の被害地域で暮らす住民にとって日常生活の一部に組み込まれたものであった。

第一陣原告7番は、「春、夏、秋とその季節によっていろいろやるのが、趣味がいっぱいありまして、春は山菜取りですね」「ワラビとかゼンマイ、それとタラノメとかね、コシアブラなんかも採ってましたね」「大体その時期、シーズンというのは2週間くらいはありますんで、私も退職してからは暇なんで、ちょいちょいその時期に四、五回は入っていったと思います」「夏は私は釣りが好きで、近くに木戸川があるんですよ、その木戸川に車でやっぱり5分かそんなもので行くんで、もう暇を見つけては朝9時頃から2時、3時、弁当を持って行ってました」「やっぱり一日の生活の中で楽しみをもってやりましたね。趣味と実益を兼ねてるというか。そちらの面を考えて、やっぱり楽しみながらやりましたね」と述べ、「やはり食べる楽しみもありましたけどどれも、種をまいてそれが目が出て成長する、苗を植えてその成長の過程を見ていると、やはり手をかけた分だけ、それだけいいものができるという楽しみがありました。」と述べている。

また、第一陣原告22番は、「夫は、平日の朝は出勤前に川へ鮎釣りをし、仕事から帰ると海釣りを楽し」んでいた、「自宅や実家は山に囲まれていたから、春には月に2回～4回ほど週末に姉妹の家族と一緒に朝早く起きておにぎりを作って山菜採りに出かけました。わらび、ふきのとう、こごみ、うど、ひどけ、ふき、タラの芽、こしあぶ、ぜんまい、よもぎの新芽等を採っては天ぷらにしてみんなで食べました。長男は、成人してからも山菜採りには一緒に行って春の味覚を楽しんでいました。初夏には月に2回から4回ほど週末にタケノコ採りをし、秋にも月に2回～4回ほど週末にタケノコ採りをし、姉妹の家族とも一緒に山に出かけていました」と述べる。

第一陣原告27番は、自宅近くの川で採取したフナ、ハヤ、オイカワなど、様々な種類の魚を50匹以上、工場敷地内で飼育していた。また、希少な草花なども自宅や工場敷地内で栽培し、それらを、地元で開催された美術展に出店

することまでであった。しかし、本件事故後、魚はすべて死んでしまい、植物もすべて枯れてしまった（第一陣原告 27 番の供述）。

このように、原告らは、朝早くから夜まで、重労働とも思える採取活動を日々の生活の一部にして、四季折々の自然環境とのふれあいを楽しんでいた。

（４）伝統知・民衆知

I 伝統知、民衆知

除本証人は、キノコであればすぐに採れるようなものではなく、一つの地域で長い間、山に入る経験を積んだ結果としてシロ（キノコの群生地）と呼ばれるポイントを発見したり、川魚を採るためにその魚の生態に関する知識を利用したりするなど、住民が持っている自然に関する非常に豊かな知識が発見され継承されてきたことを指摘する。

これらは伝統知・民衆知と呼ばれるものである。マイナーサブシステムの営みが途絶えると、このような伝統知識に関する継承が途絶えることになる。

（除本調書 22 頁）

第一陣原告らも、地域の自然環境・自然資源に関する知識の継承、地域の環境、生物、生態系などに関する知識の継承について述べている。

第一陣原告 7 番は、「キノコのシロというのはもう把握してましたんで」と述べている。キノコのシロとは、あるキノコの群生地のことで、効率的・確実に大量のキノコを採取することができる。

前述のとおりシロは、誰にでもわかるものではなく、長い間山に入る中で偶然見つけるものであるため、他人に教えず環境を維持しながら毎シーズンまた翌シーズン群生するように配慮されながら採取活動が行われる（甲 A 8、除本調書 22 頁）。

また、第一陣原告 45 番 46 番は、溪流釣りで獲れるイワナやヤマメは音に敏感であることから 1 人で溪流釣りに行っていたことを述べており、地元の魚の生態に関する知識が活かされていた一例である。

II 伝統知、民衆知の継承

原告らも、家族の中で知識の継承を行っていた。

第一陣原告15番は、結婚してから檜葉に戻ってきた際に檜葉町に移り住んだ妻について、「まあ、どこぞに何があるぞというふうなことを。それこそシーズンになると、もうおふくろに教わって、もう喜んで嬉々として山に入ってきましたですね、山菜取りやってみました」「まあその頃になるとね、食べるというより山菜採るのが楽しみというかですね」と義母から山菜に関する知識を継承しながら檜葉の自然環境とのふれあいを楽しんでいた様子を語っている。

また、第一陣原告18番は、採取活動を子どもと行い、「檜葉町は、自然が本当に豊かで、天神岬、それと山や、木戸川ありますけども、この木戸川とかは、アユとかサケとか、私たちのときにはカジカという魚がいましたし、そういう自然と本当に親しんでて、外に出る機会が多くなってたようです。」と語っている。

第一陣原告27番は、子どものころから近所の山で山菜取りをしたりして、原告新野亥一は近くの海や川で遊んだり、海で漁師が漁をしているのを見たり、ときには漁を手伝ったりして、自然の中で成長してきた。

第一陣原告30番は、友人間でも知識の共有をしていた。

すなわち、平日は埼玉で働き、土日は檜葉の自宅で過ごしていた第一陣原告30番は、「友達から、例えば魚が取れるよとか、山菜が取れるよとか、そういう情報があるもので、そういう場合にはその段取りをして、その晩は寝」て、山菜取りや釣りに友人といていたことを語っている。

(5) コミュニティ強化・豊かな人間関係の形成

以下で引用する供述例をはじめ、多くの第一陣原告が、自身の家庭で消費する以上に山菜やキノコを採取し、近隣住民におすそ分けをしていたことを述べ

ている。

おすそ分けの関係を通し、コミュニティのつながりが強められていた。

加えて、「キノコ採り名人」（第一陣原告1番の供述）など、採取が難しいものをたくさん採れる人へ尊敬が集まるなど、得手不得手・長所短所を活かしながら人間関係に豊かなひだをつくる機能がある（除本調書23頁）。

第一陣原告7番は、「やっぱり保存しなくちゃなんないんで、塩漬けしたり、親せきなんかにも配ったこともありました」「（畑で栽培したものは）夏野菜が主だったんですが、夏野菜はあらゆるものを作っていましたね。ナス、キュウリ、トマト、トウモロコシ、その他豆類とか、オクラとか、いろいろ作っていました」「だいぶ集中的に生産できますんで、余ってしまうので、それを近所には配っていました。」「そんなに保存もきかないですからね、私の兄弟なんかにもトウモロコシなんかは送ってましたけれども、そのほかの野菜は道端を通ってる人にも上げたりもしました」と述べる。

第一陣原告30番は、「うちで食べたり、それから隣近所に配ったり、あと息子たちにあげたり」など、採取後のおすそ分けについて語っている。

第一陣原告18番は、「できた農作物を近所の友人と見せ合いっこしたり、おすそ分けしあったりする等していました。このようにしてできた近所の友人との関係家計はかけがえのないものでした。」と述べる。

（6）集落単位のお祭り・行事

豊かな自然は、豊作を祈願するお祭りや、地域行事などとの密接に結びついていた。

第一陣原告番号44番は、浪江町請戸地区のお祭りとして、水の濁り具合や泡立ちなどからその年の漁獲を占ったのが始まりとされる豊農と豊漁を祈願する「安波（あんば）祭」というお祭りがあったことや、その祭りでは子どもが「田植え踊り」を奉納することを語っている。

第一陣原告73番は檜葉町の木戸川で毎年多くの鮭が獲れることから、年に

2回、「木戸川鮭まつり」という祭りが開かれ、町民に木戸川の鮭を使った「紅葉汁」がふるまわれたことを語っている。

第一陣原告78番は、「11月頃、今頃、産業祭というか、文化祭というのに町で開催していたんです。その時によく白菜なんか出して賞なんかもらった記憶があります」と地域行事と田畑の営みとの結びつきを語っている。

第一陣原告10番は、「校外学習の一環で、保護者が引率して田んぼの生き物を観察しようという学習の、私が引率して網ですくっている」「秋の檜葉町木戸川の鮭の地引網の様子を、やはり校外学習で子ども達と一緒に見学しに行ってい」たことを語っている。

第一陣原告27番は、母が希少な草花などを自宅や工場敷地内で栽培し、それらを、地元で開催された美術展に出展することまであったことを語っている。

(7) 小括

このように、自然からの採取活動を基軸とした要素が複合的にかかわりあいながら、村落社会の中で多様な自然環境の利用形態を生み出していた。

4 マイナーサブシステムの喪失

(1) 除染、出荷制限

原告らの故郷は、山林は除染されていない部分が多く、特にキノコ類は線量が高い。天然のキノコ類や野菜、魚には出荷制限がかかっている状況である(甲A9)。

法的には自ら消費することができるとしても、他地域へのお荷に制限がかかっている以上、客観的にも安全とは言えるものではない。安全が確実ではない以上、自ら消費することや、知人におすそわけすることはできない。

また、山林、河川、海は除染がされていないため、放射線濃度が高く、山菜等を採るために山林、河川、海に入ることに原告らが強い抵抗を持つのは合理

的である。

また、同じ山林、河川、海にある恵みに出荷制限がかかっていることは、出荷制限のかかっていないものについても、安全性につき同様の不安を抱かせる。

したがって、もはや避難解除されても、自然環境の恵みという要素は失われ、回復していない。

(2) 除染や制限解除によっても回復しないこと

実際、第一陣原告らの多くが、従前楽しんでいたマイナーサブシステムの営みを楽しめなくなったことを語っている。

「基本もう海、川、沼はホットスポットもあるんじゃないかという部分があるので、基本もう近づきたくないというのと、あと釣っても食べられないという部分からもう一切釣りはやっておりません。」（第一陣原告48番の供述）

「原発事故後、除染を行っていますが、除染作業は形だけのように思えてなりません。本気で除染をするなら山を削り取らなければ意味がありません。山に降り注いだ放射性物質が雨風で流れてきてしまうからです。しかし、山を削り取れば、以前のように松茸や山菜や茸とりができず、結局のところ原発事故前の状態には戻せないのです。」（第一陣原告37番の供述）

「仮に将来帰還できても、土地の汚染は深刻であり、山に囲まれて自然豊かな檜葉の町が、元通りになるとは考えられません。……私や妻の楽しみであり、生きがいであった畑作りやキノコ狩りなどの生活の潤いも、もう望めません。子供達は、孫たちをつれて檜葉の町に遊びに来ること望めないでしょう」（第一陣原告3番の供述）

今後にわたっても回復困難であり、まさに豊かな自然環境の恩恵を受ける利益は喪失してしまっている。

(3) 避難先で代替不可能であること

マイナーサブシステムの文化的・精神的な価値は、避難先あるいは帰還後に、回復困難である。

まず、山林や河川の特徴をとらえていないと、採取活動は困難である。典型例はキノコのシロである。キノコのシロは、キノコが密集して生えているところであり、10メートル程度の範囲に収まっているものであり、シロを知っていると効率的かつ確実に採取することができるが、これを知らないとむやみに山に入ってもキノコはとれない。他人に教えることなく大事に秘密にされることが多い。まさに、キノコを求めて山に入る活動を蓄積してきたからこそ、発見・維持できるなわばりであった（甲A5）。

したがって、避難先が山林のある地域であったとしても、本件事故前のようにキノコ採りができるものではない。

山菜や魚でも同様に、その地域の自然環境や生態についての知識がなければ、日常的な四季折々の採取活動は営めない。したがって、避難先では回復不可能であり、代替性がない。

第5 相互扶助・共助・福祉機能

1 相互扶助・共助・福祉機能とは

相互扶助・共助・福祉機能とは、複数世代の家族内、集落共同体内で、互いに面倒を見合い、福祉的役割を果たすという機能である。

この機能は、外部の施設の福祉サービスを受ける費用が減少するという経済的利益と、地域社会の中で安心して生活できるという精神的利益を原告らにもたらしていた。

2 原告らのコミュニティ

(1) 密接なコミュニティ

相互扶助・共助・福祉機能が働くためには、その前提として、親密な人間関係や、情報の共有がなければならない。これがなければ、そもそも、誰が福祉

を必要とするかが分からないからである。

そして、原告らは、「おすそ分け」を基軸とする交流を通じて、相互に情報を共有していた。

また、原告らは、おすそ分けをするときだけ交流していたわけではなく、何もおすそ分けをするものがなくても、近くによったら「家にあがってお茶でも飲んでいきな」と言いあえるような関係があったので、日常的な交流をしていた（詳細は本日付準備書面（1）「第2 地域（コミュニティ）＝故郷の実体と意義」のうち「2 原告らの故郷とその喪失」の「（6）生産と生活の諸条件の一体性とコミュニティ」の項を参照）。

（2）農作業の協力

田植えや稲刈りなどの繁忙期の農作業は、地域全体で協力して行われていた（第一陣原告12番の供述など）。

（3）いざというときの助け合い

そして故郷の住民は相互に交流し、情報を共有し、困りごとがあれば助け合っていた（第一陣原告9番の供述など）。

「近所のことは手に取るように分かり、こちらのこともわかってもらっていました。何か起これば総動員で助け合う方々ばかりです。喜びも悲しみも皆一緒でした（第一陣原告19番の供述）」

「日常的に顔をあわせればお茶会で、今日は忙しい、用事があるからお茶会はできないと思っていると、そんなときに限って誘いが多く来たものでした。ですから、忙しい用事も済ますことができないときもありました。そんなことも、今思うと、素晴らしい近所の方々だったと懐かしく思います。もう二度と元に戻らないのかなと思うと悲しく寂しく落ち込んでしまいます。妻は私以上に落ち込んでいるようで、避難生活になってからはほとんど引きこもってしまっています。（第一陣原告19番の供述）」

そして、このような日常的に助け合いをしているという環境は、いざというときに気軽に人に頼めるという環境を作っている。

例えば、第一陣原告56番・同14番は、次のように述べている。

「何かあったときは駆けつけてくれる。近くにみんな子供も親戚もい舞うので、安心していました。（実際助けてもらったことが）あります。息子が赤ちゃんのときにちょっと腸の病気が急にありまして、実家のお姉さんに車に乗せてってもらったりして助けていただきました。（第一陣原告56番の供述）」

「（ふるさとは生きていくうえでの心のよりどころです。具体的には）食べ物を交換しあったり、健康を心配しあったり、年寄りの面倒を見たり、農作業の手伝いをしたり、もう本当にみんなで協力し合って生活していました。（第一陣原告14番の供述）」

こうして、困ったことがあれば相互に助け合ってきた環境があったため、実際に困ったことがあればいつでも助けてもらえるという安心感が、故郷にはあったのである。

（4）冠婚葬祭の援助

冠婚葬祭も地域コミュニティで手分けして行われていた。

「冠婚葬祭も隣組で役割が決まっておまして、みんなで協力して、地域の方が参加してお手伝いするという。（第一陣原告9番の供述）」

「広野町では、まだ隣組という文化が残っており、例えば、葬式を斎場ではなく家でやる場合などは、お互い手伝ったりしていました。（第一陣原告48番の供述）」

（5）地域での子育てや高齢者の見回り

同じ集落の住民は、子ども、大人を問わずおおむね顔見知りであり、地域で高齢者の見回りをしたりすることが自然に行われていた。

また、原告らの故郷では、子育ては地域でするものであり、少し忙しいから

子供の面倒を見てほしいということを互いにお願いしあったり、地域で悪さをしたり、夕方遅くまで外出している子供がいれば、注意をして家まで送り届けるような関係性が存在していた。

例えば、第一陣原告4番は次のように述べる。

「(ご近所の方と助け合ったりとかは)うちも両親と一緒に住んでたわけではないので、突然手術になったとか大変な時期には、本当に近所の方に子供を預けてちょっと2、3時間見ててほしいということで子供を見てもらったり、自分ちでおいしいおかずを作ったから持ってってとか本当に兄弟とか家族みたいに仲良くさせていただけにいました。その時はあんまり感じてなかったんですけど、やっぱりもう相手を信用仕切ってなんでもわがままも頼めたりするような本当に居心地のいい快適に暮らせる、そういう場所だったと思います。」

第一陣原告20番も、次のように述べている。

「(陳述書で孤独死のエピソードを挙げられてますね)事故前の浪江町においては、(孤独死)に至るまでにはいろいろ支え合う機会がありますので、孤独死というのは聞いたことがありません。(支え合う力というのは、家族ですか)家族でどうしても支えきれない場合は地域の力があります。」

こうして、いつでも助け合える、助けてもらえるという人間関係・コミュニティがあったために、原告らの故郷では、不安を感じることなく、安心して生活することができたのである。

3 相互扶助・共助・福祉機能の喪失

原告らの故郷は、まだ住民が一部しか帰還しておらず、コミュニティは回復していない(本日付準備書面(1)「第2 地域(コミュニティ)＝故郷の実体と意義」「2 原告らの故郷とその喪失」「(2)生活の場としての故郷の喪失」のうち「ア コミュニティの喪失」の項を参照)。

原告らの相互扶助・共助・福祉機能は、一定の小さな範囲に、一定数以上の住民がいることにより、相互に情報を共有することができ、助け合いを行うこ

とができていたのであるが、そのコミュニティが回復しておらず、情報共有や助け合いができない。

さらに、若者世代が減少したため、助ける主体、すなわち相互扶助・共助・福祉機能を主に担う力が失われている。

また、見知った顔ばかりでのコミュニティに基づく相互扶助、これに伴う安心した生活というものも、本件事故後、故郷に原発作業員が多く入ってきたことで、喪失してしまった。

「いま、南相馬市は除染の作業員が多く、それだけが原因ではないのですが、すっかり様子が変わってしまいました。スーパーで買い物をしていても、混んでいて怖いのです。新聞に載らない事件がたくさん起きていると聞きます。スリや、車に乗ろうとしたときにバッグに取られたと言ったことも聞きます。交通量も多く、交通事故も頻繁に起きています。県外ナンバーの車両が多くなり、あちこちに除染作業員用の宿舎が建っています。これからもますます増えるようです。（第一陣原告14番の供述）」

したがって、原告らの故郷の、相互扶助・共助・福祉機能は喪失した。

実際、帰還した住民は生活をするうえで、非常に強い不安を持つようになっている。

「（川内村で一人暮らし）私は川内村に戻ってきたものの大変不安になったり、心配になったりすることが増えました。夜寝ようとしても川内村に戻るのが良かったのだろうかなどといろいろと考え込んでしまい、眠れなくなります。それでお医者さんから精神安定剤をもらい、毎晩飲んでいきます。（第一陣原告38番の供述）」

第6 行政代替・補完機能

1 行政代替・補完機能とは

原告らの故郷では、「行政区」や清掃や街づくりへの参加など、地域生活を維持するための様々な活動が営まれてきた。これらは、地域の実生活の維持の

ための行政機能に代わる機能または行政機能を補完する機能を有していた。さらに、集落の一体性という精神的な安定と安心を維持してきた。

2 行政代替機能の概要

(1) 連絡担当としての行政区

原告らの故郷には、行政区の制度が残っていた。行政区の役割は、第一に、行政からの連絡担当である。

「(行政区の班長というのは)行政区が山田岡なんですが、その行政…役場等からの通達なんかを行政区を通して各班に周知させるという業務をやって(いました) (第一陣原告15番の供述)」

「自宅は山田という行政区にあり、私はここの行政区の区長を務めていました。区長といっても役場の小間使いのようなものです。役場からの連絡事項を書いた回覧板を回したり、役場から言われて書類を配ったり集めたりします。週1回の休みの日にそれをしていました。私が個別の家まで配りに行くのは7軒ですが、行けば少し話もします。時間がかかって仕方がないのですが、しかしそうしたときに、部落の人の様子を見ることができ、また話を聞くこともできました。(第一陣原告17番の供述)」

このように、行政区の活動は、行政の代替機能でもあり、住民とのコミュニティを密接にする活動でもある。

(2) 地域の行事を運営する役割

行政区の役割は、「1年を通していろいろな時期的に、春は春、夏は夏、冬はまた冬としての行事があり」、「その行事を支える、いろいろな段取りをするのが役割でした」(第一陣原告7番の供述)。

たとえば、第一陣原告7番の行政区では、正月の「鳥小屋」という行事を復活した。竹と萱で小屋を作り、その小屋を正月終わって、正月飾りなんかを各家庭が持ち寄ってきて、鳥小屋を燃やして、一緒にその正月の飾り物をそこで

償却するという行事である（第一陣原告7番の供述）。これらの行事の段取りを、第一陣原告7番らの行政区は行っていた。

これらの地域の行事は、「地域密着というか、地域の人々のつながりを保つ、親睦、そういうつながりを保つのが」目的であった（第一陣原告7番の供述）。地域の住民も、「踊りとかそういうものを、お祭りが好きな人がいっぱいいましたから、そういうのを楽しんでいたという人が多い」というように、地域住民もまた、楽しく、また、つながりを維持するために、こうした行事に参加していた（第一陣原告7番の供述）。こうして、行政区は地域のつながりを維持するために、行事を担ってきた。

（3）地域の日常生活に関わるもの

また、地域の日常生活に関わるものとして、「花植運動とか、あとはクリーンアップ作戦という一斉清掃活動、地区ごとのお祭りですとか、地区ごとの球技大会のようなものとか、あとは町内会ですので、班長になれば会費の集金等々ありました。（第一陣原告10番の供述）」

「部落では、毎年6月に「クリーン作戦」という川の草刈りやく全体の掃除をする取り組みがあり、みんなで協力して作業をしていました（第一陣原告47番の供述）」

また、第一陣原告9番は次のように述べる。

「隣組というのが活動してまして、その中でみんなで地域の環境保全するためのクリーンナップ作戦ですとか」「（地域の活動の中での環境保全とは）これは、川が近くにあるんですけども、その河川敷の除草作業ですとか、それとあと排水溝のどぶ上げ、どぶをきれいにする、蚊が来ないようにするとか、そういった作業です」「（それはご近所の方とですか）みんなでやります。」

「（自宅の周りだけでなく、地域全体についてそういったどぶさらいとか掃除のようなことをされたということですか）はい、そうです。（第一陣原告9番の供述）」

「5月5日の子どもの日には、部落の子どもたちにお祝いをするだけでなく、部落の子どもたちを集めて村中の缶拾いをさせて、その後で柏餅をふるまっていました（第一陣原告36番の供述）」

このように、住民一人では清掃活動は十分な効果を果たすことはできないが、地域全体として活動することにより、地域全体として清掃活動を行っていたのである。この点で、清掃活動という行政機能の一部を代替していたといえる。

（４）隣組の持つ行政代替機能

さらに、原告らの故郷では、隣組という地域のつながりを通じた行政機能に準じるものがあった。

「双葉町の自宅のあたりには「隣組」という地域のつながりがありました。12～13軒の近隣の住宅から成るネットワークで、毎月組費と呼ばれるお金を納めていました。一年ごとに組長を後退し、年初めの総会や花見などの懇親会で楽しく交流していました。組の中で葬式があると、組からも香典が出され、病気で入院する人があったときも見舞金が支給されます。葬式のときには、一家から二人ずつ出して手伝いに行きます。今は会館でやることが多く、手伝いといっても仕事はあまりありませんが、それでも人は出していました。（第一陣原告14番の供述）」

（５）水利、治水、農道の管理等

また、農業などの生産活動に関わる役割分担もあった。

「水路の管理とか水利の見合しとか（の役割がありました）（第一陣原告17番の供述）」。

水路の管理、水利の見合しとは、農家が公平かつ効率的に水を利用できるように調整する役割である。

加えて、農業用水路、農道の管理・維持、農業用水の利用の調整、広大な農

地の維持は、地域全体で行っていた。すなわち、農業用水路や農道は、規模が大きいため、当該農地の所有者だけでは管理することができず、地域全体で維持、管理を行ってきた。地域全体というのは、若い人も、高齢者もみんなと一緒にやって行ってきたということである。これは、農業が地域に密接にかかわるものであり、かつ、農業用水はいざというときに消防用水などにもなるからである。

「集落には堤（つつみ）という大きなため池があり、私の農地では、このため池から農業用水を引いて使っていました。このため池は、私のうちだけでなく、地元集落の近隣の農家はみなこのため池から農業用水を引いていました。しかし、このため池も、原発事故により放射能に汚染され、現在ではこのため池からの水は使用できない状態になっていました。洪水で水路が壊れれば集落総出で直したりと、みんなで生きていく知恵として今日まで続けられてきたのです（第一陣原告42番の供述）。」

このように、行政区の活動は、農業にとって不可欠の活動でもあった。

（6）消防団

消防団の活動も地域では活発であった。火災のときに、各町村の住民からなる消防団が、水利や地理、地域住民の構成に詳しいため、消防職員と連携をとって消火活動を行うのである（第一陣原告36番の供述）。

「消防団は請戸地区の男性はほぼ全員が入団するものとされており、ハッピーを来て、地域の防災、防犯パトロールをしたりしていました。（第一陣原告44番の供述）」

（7）小括

以上の通り、故郷には行政区、隣組、消防団など、様々な行政代替機能を持つ集まりがあり、それにより、行政活動が補完されていたのである。

3 行政代替・補完機能の喪失

原告らの故郷は、まだ住民が一部しか帰還しておらず、コミュニティは回復していない（詳細は本日付準備書面（1）「第2 地域（コミュニティ）＝故郷の実体と意義」「2 原告らの故郷とその喪失」「（2）生活の場としての故郷の喪失」のうち「ア コミュニティの喪失」の項を参照）。

上記行政代替機能の活動は、住民が担い、また、コミュニティの住民がある程度参加することによって、実現でき、効果を発揮するものである。そのため、住民が一部しか帰還していない現在においては、地域の全域を行うことは到底できない。

加えて、農業用水路、農道の管理、維持、農業用水の利用の調整、広大な農地の維持は、一部の住民だけではできないし、帰還する住民の構成が、若者が少なくなり、高齢者が増えている状況では、維持、管理はできない。

また、住民の顔ぶれが大きく変わることで、行政区の制度や行政区が担ってきた役割を引き継いでいくことは難しい。

「新しい人が入ってきて、果たしてそういうこと（行事）に参加する人が出てくるかどうかですね。そして、もともと地元でない人がそういう行事に果たして参加してくれるか、そういうこともありますし、将来的には（故郷の行事や行政区の制度は）暗いですね。今まで楽しんできたことが何一つできなくなるということですから、もうこれは本当に楽しみを奪われたということで、今後は生活するにおいて、どういうことで地域のつながりを作っていくかということが一番心配されますね。（第一陣原告7番の供述）」

したがって、本件事故前の行政代替・補完機能は喪失したと言わざるを得ない。

第7 人格発展機能

1 人格発展機能とは

故郷における、隣近所や地域の交流、自然との交流をはじめ、さまざまな地

域の集会や祭りあるいは冠婚葬祭など自社の宗教的行事を通じた交流、また、故郷の自然環境の中での生活は、精神的な安定とつながりを構築することで、人格を発展させる機能を有している。

また、故郷において、住民一人一人が尊重される環境は、住民各人がアイデンティティ、誇りを持って生活することを可能とし、それにより、住民は人格的に確立、発展していく。故郷が持つこの機能を、人格発展機能という。

2 本件事故前の状況

(1) 住民との交流

原告らの故郷では、すでに述べた通り、住民が相互に、日常的に交流して、互いの状況を日常的に気にかけていた。

そして、本書面「第5 相互扶助・共助・福祉機能」の項で述べたとおり、故郷の住民は相互に、困りごとがあれば助け合っていた（第一陣原告9番の供述など）。

このように、ふるさとでは密接な人間関係があり、その人間関係は、互いに気遣いをしあうという関係性であったため、そこで生活することにより、子どもも大人も関係なく、自然に他人のことを気遣うような心優しい人格が育ち、また、そのような環境にあることにより、安心して生活することができた。

(2) 子どもを見守る地域

また、年長者が年少者に教育することが多いが、原告らの故郷においては、密接な人間関係があり、その地域の大人たちにとって、子どもたちの顔と名前がある程度一致していたため、子どもたちが悪さをしたり、危ない遊びをしていけば、地域の大人たちが他人の子であっても叱るという環境があった。

「近所のお店の人には、子供たちが通学するとき、雨の日や車通りの多いところで声掛けをしてもらったり、見守っていただいていた。子供たちにお手伝いの練習のためゴミ捨てを頼むと、「えらいねー。」と言って子供たちの

手伝いをしてくれる人もいました（第一陣原告50番の供述）。

「（ソフトテニスを教えていたのは）、地域づくりの一つで、町の発展のために一応努力していました。子供たちはスポーツを通じて、勝負ごとにこだわるだけでなく、相手を思いやることも大事だということで、勝っても負けてもそういった気持ちを伝える。子供たちの成長にもいいものだと思って、ずっと続けてきました（第一陣原告57番の供述）」

こうして、子どもたちは、家族だけでなく地域の大人たちからも見守られて生活しているという安心感をもって生活することができていたし、一人の人格を持った人として、尊重されながら生活をしていた。

安心した日常生活を送ることは、子供たちにとって人格が健全に発達するうえで非常に重要なことは言うまでもない。

（3）年長者にとっても学びの場があったこと

さらに、逆に、年長者が年少者との交流を通じて、人格を発展させていくということもあった。

たとえば、第一陣原告42番は、「孫育て学級」という取組について次のように言及している。

「（孫育て学級とは）、私が町の教育関係の役職を仰せつかったときに、その中でいろんな子供たちの現状を見たときに、これはやはり家庭でも勉強して、特におおきな役割を果たしているじいちゃん、ばあちゃん方も一緒に勉強しなくてはならないというふうな認識を持って、集落に声をかけまして、2か月に1回程度、講師の先生を呼んで話を聞いたり、あるいは先進地を視察して勉強すると、こんな形でやっておりました。（第一陣原告42番の供述）」

これは、子どもたちの教育に、高齢者世代もしっかり関与していく、そのためには、高齢者世代もしっかり教育について勉強しようという取組であり、故郷では地域で教育を行うということを位置付けていたことがよくわかる。そして、このような取り組みや、子どもへの教育を通じて、高齢者世代もまた教育

を受け、人格を発達させていたのである。

(4) 地域の誰もが成果を発表できる場があった

また、故郷では、地域で子育てを行ってきたと上述したが、学校は単に子供たちが通う場ではない。

地域の文化祭は学校行事とも連携し、子どもたち、大人問わず、地域全員参加の文化祭が催されていた。

「小高区は、区を上げて文化祭をやっていました。文化祭では、小高には小学校が4校ありましたから、その子供たちが習字を出したり、あるいは絵を出したり、それは上手とか下手とか関係なく出していましたから、非常に楽しく見ることができました。また、高齢者の人たちは、絵を書いて出す人なり、いろんな自分の思い思いに出していたようであります。言ってみれば、全員参加の文化祭です。（第一陣原告19番の供述）」

ここでは、子どもたちも大人たちも、全員が平等な一人として扱われ、各人の自己実現の場、ひいては人格発展の場が提供されていたのである。

(5) 自然を通じた成長

故郷の豊かな自然の中での生活が、人格を発展させる機能を持っていた。

自然の中での生活が情操を豊かにすることはよく知られていることである。

「事故前、私は、孫たちを、自然の中で、痛いものは痛く、かゆいものはかゆく、というように五感を大切にし、感情豊かな子供に育てようと思っていました。ですから、自宅の竹林で筍を掘り、筍をむいて、筍ご飯を食べたりしていましたが、今では、そんなこともできなくなっていました。（第一陣原告12番の供述）」

(6) 一人ひとりの居場所、役割、誇りがあった

こうして、故郷では、若い人もお年寄りも、それぞれが尊重され、居場所が

あったのである。これが、各人の自尊心を築き、人格を発達させてきた。

「病床に就いていない限りは、（故郷では）どんな年寄りでも自分の仕事を持って居場所がありました。たとえば、低農薬の野菜を作って家族に食べさせたり、ご近所さんに分けてあげたり、それから魚を取っている人は魚の選別に出たり、とてもお嫁さんよりずっと早くて、それも自慢の種でしたし、子供たちが返ってくるまで孫を預かって居たり、あるいは夕食の支度をしていたり、本当に、お給料にはならないかもしれないけど、存在価値があり、みんな誇りを持って働いていました。若い人も含めて、みんなが誇りを持って、自分のやるべきことがあった、居場所がありました（第一陣原告20番の供述）」

3 人格発展機能の喪失

原告らの故郷は、まだ住民が一部しか帰還しておらず、コミュニティは回復していない（本日付準備書面（1）「第2 地域（コミュニティ）＝故郷の実体と意義」「2 原告らの故郷とその喪失」「（2）生活の場としての故郷の喪失」のうち「ア コミュニティの喪失」の項を参照）。

また、子どもたちも多くは戻ってきていない。

人格発展機能は、人との交流を前提として発揮される機能であるから、住民が一部しか戻っておらず、密接なコミュニティがない状況では、この機能は発揮されない。

加えて、子どもたちが通う学校は、地域住民の交流、人格発展の場でもあったのであり、この学校の多くが故郷では再開していないため、人格発展の場も損なわれている。

したがって、人格発展機能は本件事故後喪失してしまった。

第8 環境保全・維持機能

1 環境保全・維持機能とは

地域社会における水田や畑の維持は、当該水田や畑という自然環境を享受す

る個人に利益を与える。また、里山の維持と管理もまた、当該里山という自然環境を享受する個人にも利益を与える。

他方で、水田や畑、里山は、景観を構成するものであるから、景観として集团的利益、公益的利益を故郷の住民に与える。

また、水田や畑、里山の維持は、災害防止の機能を有するなどしているため、そのような観点からも、集团的利益、公益的利益を故郷の住民に与える。

そして、このような自然環境は規模が大きいため、住民一人ではできず、当該故郷の住民全体で保全・維持に取り組まなければ、保全・維持はできない。

また、故郷の住民が、共通して、水田や畑、里山に関わり、その自然環境のすばらしさや意義を実感していないと、その保全、維持に力を尽くそうとしないが、故郷の住民は、まさに日常的に故郷の自然環境に関わっていたため、その保全、維持の必要性を理解していたのである。

したがって、故郷では、住民が環境保全・維持のための活動を行い、その結果として、自然環境を享受するという個人的利益、集团的利益、公益的利益を住民に与えていた

2 本件事故前の状況

原告らの故郷では、水田や畑のどぶ掃除、治水、利水、農道管理などをその地域の住民らが行っていたことは、すでに述べた通りである。

このように、原告らの故郷では、自然環境の保全、維持の活動を行い、その結果として原告ら地域住民が自然環境の各種利益を享受していたのである。

3 環境保全・維持機能の喪失

原告らの故郷は、まだ住民が一部しか帰還しておらず、コミュニティは回復していないし、若者も帰還していない（本日付準備書面（1）「第2 地域（コミュニティ）＝故郷の実体と意義」「2 原告らの故郷とその喪失」

「（2）生活の場としての故郷の喪失」のうち「ア コミュニティの喪失」の

項を参照)。

しかるに、一部の地域住民のみでは、環境保全・維持を全うすることができない。

したがって、故郷における環境保全・維持機能は喪失した。

第9 まとめ

このように故郷は、広範で、多面的で、複合的な役割と機能を果たしており、地域住民にとってその全体が法的利益である。

しかるに、第一陣判決が、かかる無限の広がりを持つ無形の損害について適正な評価をしたのか、本訴訟を通じて改めて問われなければならない。

以上